

高知県の知的財産への取り組み

高知県産業技術担当理事 上林 匡

目次

1. 知的財産を用いた地域産業振興策の概要
2. 知的財産戦略推進状況の概要
3. 弁理士に期待すること

.....

1. 知的財産を用いた地域産業振興策の概要

高知県は、東西に広く横長で、北に四国山地、南は太平洋に面した細長い扇状をしており、県土の84%が森林で覆われ、全国一の森林面積率となっています。このように平野部が少なく海と山に囲まれた地形と一年を通じて比較的温暖な気候と年間降水量の多さや年間日照時間の長さが渾然一体と織りなす自然環境が特徴です。

高知県の産業は、この特徴をいかした野菜の促成栽培などの園芸農業や豊かな森林資源を利用した林業など一次産業が盛んで、二次産業は、誘致した大手企業を中心とする「電気機械」、県内で産出される良質な石灰石をもとに発展してきた「窯業・土石製品」、室戸海洋深層水や農水産物の加工などの「食料品」の分野を中心に奮闘していますが、この数年間は景気の低迷から製造品出荷額は全国最下位に位置しています。

このように二次産業を取り巻く環境は厳しいものですが、高知県には生産シェア等が日本一・世界一の企業があり、県は、4つの重点政策の1つとして「産業の創出・育成」を掲げ、これらの県内企業はもとより、新たな企業を誘致することによって、技術や製品でリードしていく企業を育て、裾野の広い産業構造を作り出していこうと、基盤整備や金融・財政支援などによる「中核産業の育成」に力を注いでいます。

さらに、次世代を切り開く新しい産業が、本県から次々と産声をあげていく企業風土とそれを担う人材を育成していくため、工業団地への企業誘致や高知工科大学・高知大学などとの産学官の連携強化によるオンリーワン企業の育成、公設試験研究機関の充実・強化

など、高知の工業力のレベルアップに努めています。

これらの事業を進めていくなかで、知的財産を新産業創出のツールの1つとして、また、地域産業の活性化の起爆剤として認識し、県内企業や県庁内部に向けた知的財産に関する事業に取り組んでいます。

まず、平成16年5月には、日本弁理士会と『知的財産権の活用による産業振興施策に関する協定』を結び、この協定に基づき弁理士の方々にご協力をいただき、県内企業の研究開発の現場に携わる方や大学などの研究者向けに知的財産制度に関する基礎知識や、発明の気づきと掘り起こしの手法から具体的な明細書の書き方の習得といった生産現場に近く、実用に繋がる「知的財産戦略セミナー2004」を通年で開催し、知的財産に関する意識の向上に努めています。

さらに、知的所有権センターに平成12年7月から特許電子図書館情報検索指導アドバイザーを配置し、県内企業や研究者向けに特許情報を有効に活用していただくようIPDLの検索指導を行い、特許情報の重要性を認識していただくための企業訪問や特許情報についての講演を行うなど、知的財産の入口にある特許情報の普及啓発に取り組んでいます。

また、中核的産業支援機関である(財)高知県産業振興センターに平成11年7月から特許流通アドバイザーを配置し、知的財産の取引に関するノウハウの提供、ライセンス契約についての指導助言や企業・大学などにおける未利用特許の発掘・移転・流通を行い、県内企業の知的財産に関する意識の向上と利活用の促進に取り組んでいます。

一方で、県庁内部においては、平成9年8月から顧問弁理士を設置し、県有の知的財産の有効活用、紛争・諸問題への対応や県が関わる産学官共同研究での知的財産など、具体的な案件について毎月相談日を設けて指導助言をいただき、公設試験研究機関の研究開発・共同研究や県の知的財産に関する事業を進めてい

ます。

併せて、県内公設試間の連携を強め、幅広い視点に立った総合的、横断的な研究開発を推進することを目的として、平成10年4月に一次産業分野を含む研究開発型の公設試11機関を統括する産業技術委員会を創設し、これらの公設試から生まれた知的財産を一元的に管理・運用しています。また、産業技術委員会では、高度化、融合化する県内企業・大学などのニーズ・シーズへの対応を進め、産学官における連携の強化を図りながら、得られる研究成果がより高度で強い知的財産の創造に繋がるよう取り組んでいます。

2. 知的財産戦略推進状況の概要

高知県では、平成10年3月に策定した「高知県科学技術振興指針」に基づいた科学・技術の振興及びその戦略的な産業利用を推進するための「高知県科学・技術アカデミー」を平成16年1月に設立し、現在、同アカデミーの中核部であるミッション統括会議において、科学・技術の振興に関する戦略的な政策を策定中です。

高知県は、「海洋深層水」の先進県であることから、今後もこの確固たる地位を維持していけるよう、ミッション統括会議での提言などを踏まえ、地域性をいかした海洋深層水に関する知財戦略を策定し、より具体的に戦略を運用することを目指し取り組む予定です。

3. 弁理士に期待すること

今後さらに、テクノロジーの発達による技術の高度

化や多分野にわたる融合化、プロパテントによる知的財産に関する意識の向上と経済のグローバル化による知的財産の世界進出の増加が考えられ、これらに伴い、弁理士には、より多くの技術分野の基礎知識と暗黙知の習得、知的財産にかかる係争・訴訟への対応能力、言語や法制度の違いなど知的財産の国際化への適応能力が求められることとしますので、これらに対応するためのスキルアップを期待するところです。

また、現状では、東京・大阪・愛知・福岡の大都市圏に弁理士が集中しており、県内の弁理士の絶対数が少なく、弁理士の得意な技術分野とのミスマッチなどから、弁理士を求めて地域外へ行くことも多く、産業基盤の弱い地方の中小企業にとっては、弁理士への手数料等とともに、大きな負担となっています。

地方でも、知的財産の活用に取り組み始めた企業や、積極的に取り組んでいる企業の潜在的なニーズ・シーズはあると考えていますので、弁理士の皆様には地方企業との交流の場があれば積極的に参加して、地方企業の声に耳を傾けていただきたいと考えます。

このような交流のなかで、地方に進出する弁理士が1人でも2人でも増えることを期待します。

お問合せ先

高知県産業技術委員会事務局産業技術振興課
TEL: 088-823-9641 (直通)
E-Mail: 155101@ken.pref.kochi.lg.jp
URL: <http://www.pref.kochi.jp/~sangi/>